

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・建設業の運営全般に関する事項（技術、ニーズ、市場環境等）について情報交換やノウハウの共有を行うことで、経営品質、施工技術力等の向上を図ります。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化により業務効率化に取り組みます。

b. 健康経営に関する取組

- ・受発注スケジュールを早期に共有することで、協力事業者各社が計画的な施工に取り組みやすくします。さらに、当社内においては、多能工化を図り休暇を取りやすくします。これにより、スタッフの健康保持・増進を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は基本的に現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して過度な短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に一方的な取引上の負担を押し付けません。また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

令和6年1月30日

有限会社松本建築工業
企 業 名

代表取締役・松本 敏彦
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。